

摂津市いじめ防止基本方針



平成 26 年 4 月

摂津市・摂津市教育委員会

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1. いじめの定義	2
2. 基本理念及び基本的な考え方	2
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1. いじめの防止等のために市や教育委員会が実施する施策	4
(1) いじめの防止等のための組織等の設置	4
(2) いじめの防止等のために実施する施策	5
2. いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	6
(2) いじめ防止等に取り組む組織の整備	6
(3) いじめの未然防止の取り組み	7
(4) いじめの早期発見の取り組み	7
(5) いじめへの対処	8
3. 重大事態への対処	9
(1) 学校及び教育委員会による調査等	10
(2) 市長の再調査等	10
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する事項	
1. 取り組みの検証	11

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本市教育委員会においても、これまでからいじめはどの子どもにもどの学校でも起こる可能性があるとの認識のもと、「いじめは絶対に許さない」という基本姿勢に立ち、未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを進め、「学校園に対する指示事項」等において各学校園に対し指導してきたところである。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 策定）の内容を踏まえ、これまで教育委員会が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、教育委員会・学校内での組織的な対応や家庭・地域・関係機関との連携等一層の取り組みの強化を図るため、いじめ防止等のための対策の基本的な方針として策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

〈法 第2条〉

この場合の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

また「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること等を意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、児童生徒の感じる心的な被害性や対等性に着目した見極めが必要となる。

2. 基本理念及び基本的な考え方

いじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなること、児童生徒がいじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解できるようにすること、及び家庭、学校、地域、その他の関係機関との連携のもと、いじめ問題を克服することを旨として行わなければならない。

以上の基本理念を踏まえ、次のような基本的な考え方に基づき、いじめ防止等のための対策を推進する。

◎ いじめは、どの学校にも起こりうることであり、全ての児童生徒に関係する問題である。そのため、いじめが発生したことを学校教育全体の課題として受

け止め、被害を受けた児童生徒の人権を守るために迅速かつ組織的に対応する必要があること。

◎ 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの加害者、被害者だけではなく、周りのいわゆる「傍観者」や「観衆」にあたる子どもたちに対する指導の充実を図るとともに、子ども集団の人権意識を高め、子どもたちの自発的な活動によるいじめ防止の取り組みを推進する必要があること。

◎ いじめが学校内外を問わずに起こりうることであることから、教育委員会と市が連携して地域社会から広くいじめに関する情報提供を求める等、「オール摂津」でいじめ防止等の取り組みを推進すること。

1. いじめの防止等のために市や教育委員会が実施する施策

(1) いじめの防止等のための組織等の設置

- ① いじめの防止等に関係する機関及び団体（以下「関係機関等」という。）の連携を図るため、「摂津市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。

その構成員は、吹田子ども家庭センター、摂津警察署、茨木少年サポートセンター、摂津補導地区少年補導協助手、摂津警察署管内少年補導員、摂津市青少年指導員、保護司、教育委員会（学校教育課）、市長部局（人権女性政策課）等とする。

- ② 「摂津市いじめ問題対策連絡協議会」は、主に以下の内容を担うものとする。

- ・関係機関等相互の情報の交換及び共有化を図り、連携及び協力を推進すること。
- ・その他いじめ問題等の早期発見、早期対応等の指導・助言に関すること。

- ③ いじめ問題に対して迅速かつ適切な対応を実効的に行うため、教育委員会に付属機関として「いじめ問題対策委員会」を置く。

その構成員は、弁護士、臨床心理士、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者とする。

- ④ 「いじめ問題対策委員会」は、主に以下の内容を担うものとする。

- ・本基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策を検討するために専門的知見を与えること。
- ・市立学校におけるいじめについて、学校から重大事態の報告を受けた場合、必要な場合に教育委員会としての調査組織となること。

なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）により構成する等、当該調査の公平性、中立性を確保するように努めるものとする。

(2) いじめの防止等のために実施する施策

① いじめの防止に関する施策

- 児童生徒一人ひとりがかけがえのない存在として大切にされ、安心して学ぶことができるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であることを認識し、各学校における人権尊重の精神に立った学校づくりを支援する。
- 学校におけるいじめの防止等の取り組み状況を点検するとともに、その取り組みの充実を図るための教職員の資質向上及び学校の生徒指導体制の充実に資するため、指導主事による定期的な学校訪問や、いじめの防止、子どもの自尊感情の高め方等を内容とした教職員研修を行う。
- より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、家庭や地域の関係団体との連携を促進する。
- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行う。
- 発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止や早期解決に向け効果的に対処するため、大阪府教育委員会、市町村教育委員会、大阪府警察本部及び関係機関等で構築される ※「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」との連携を促進する。

※インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害等の事案の未然防止や早期解決を図ることを目的に、全国で初めて構築されたネットワークのこと

② いじめの早期発見と相談体制の整備に関する施策

- 学校に対し、心理や福祉の専門家を派遣し、学校の取り組みを支援する。
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備・周知するとともに、機能の充実を図る。（参考資料参照）

③ いじめに対する措置

- いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育が受けられるようにするために万全を期すとともに、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、学校及び警察等と連携して速やかに対処する。
- 法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を執ることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。また、いじめを行った児童生徒に対しても、改善に向けて適切な指導が行われるよう学校と連携して対策を行う。

【参考】学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。 <法 第23条 第2項>

2. いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 国や市の基本方針を踏まえ、いじめ防止等の基本的な方向や取り組みの内容について定めるための「学校いじめ防止基本方針」を策定し、児童生徒、保護者、地域等に説明する。

(2) いじめ防止等に取り組む組織の整備

- 学校では、これまでも「いじめ不登校対策委員会」等を設置し、いじめの防止に取り組んできたが、さらに実効的に対策を行うため、心理や福祉の専門家その他の関係者を加えた「いじめ対策委員会」として整備し、その組織の充実を図る。ただし、名称については学校いじめ防止基本方針において各学校が定めること。また不登校などの対応は、別に組織を設けること。

(3) いじめの未然防止の取り組み

- 児童生徒一人ひとりがかけがえのない存在として大切にされ、安心して学ぶことができるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であることを認識し、人権尊重の精神に立った学校づくりを進める。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、市の提唱する人間基礎教育の理念を踏まえた教育活動を推進する。
- 児童生徒による自発的ないじめ防止の取り組みを促すため、児童生徒の自主的な企画、運営によるさまざまな活動を促進する。
- いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権侵害であるという認識を共有し、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚を持つことができるよう、大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」の活用や体罰防止等の内容も含めた校内研修の充実を図る。
- とりわけインターネット等を通じて行われるいじめの報告が増加していることから、その未然防止については、大阪府教育委員会作成の「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」等や外部講師による授業等を活用し、児童生徒に対して計画的に指導を行う。
- 家庭や地域等に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、学校便りやホームページ等により啓発活動を行うとともに、いじめに対する学校の取り組みについても理解を得るよう努める。

(4) いじめの早期発見の取り組み

- いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する「学校生活アンケート」等による定期的な調査や、児童生徒との個別面談その他の必要な取り組みを行う。

- いじめに関する相談を受け付けるための校内体制を整備し、学校便りやホームページ等により、児童生徒や保護者に周知する。

(5) いじめへの対処

◎ 早期発見に向けて

- 児童生徒の発するサインを鋭くキャッチする
- 情報網を張りめぐらし、情報収集力を高める
- 児童生徒との人間関係を深め、児童生徒の立場に立って相談に応じる
- 被害児童生徒や保護者の痛みを共感する
- いじめは人権侵害であるという視点を持つ
- 被害者にも原因があるという見方は厳禁
- いじめの背景にも目を向ける

教師による発見

本人や保護者の訴え・相談

他の児童生徒の訴え・相談

「いじめ」の認知

◎ いじめ対策委員会による事実関係の把握

- 関係者からの聴き取り（役割分担し複数対応を行う）

教員・保護者・加害児童生徒に対して
被害児童生徒には状況に応じた対応を行う
情報の整理のため時系列メモを作成する

- ① 被害の態様（暴力・言葉等）
- ② 被害の状況（時・場所・人数等）
- ③ 集団の構造（被害・加害・傍観）
- ④ いじめの動機・背景
- ⑤ 被害児童生徒の状況
- ⑥ 加害児童生徒の状況
- ⑦ 他の問題行動

- 児童生徒に対する質問紙票（アンケート等）を使った調査を行う
- 確認できた事実関係からいじめ事象の見立て（アセスメント）を行い、指導方針（プランニング）や指導体制を決定する

◎ 学校全体での対応

- 被害側、加害側の保護者に対し、事実関係や指導方針等について早期に説明する
- 被害児童生徒への援助・ケアを行う

心理的事実を受け止める
具体的援助法を示し、安心感を持たせる
良い点を認め、自信を与える
人間関係の構築
自己理解を深める

- 加害児童生徒への指導を行う

事実関係、背景、理由等の確認
不満、不安等の訴えを十分聴く
被害者のつらさに気づかせる
課題を克服するための援助を行う
役割体験などを通して学級集団への所属感を高める

- まわりの児童生徒への指導を行う

「傍観者」や「観衆」的な立場の児童生徒への指導
学級や学年全体に対する指導

◎ 事後の対応

- 引き続き、被害児童生徒への援助・ケアや見守り活動を学校全体で行う
- 今後のいじめ防止のため、いじめ対策委員会で事象の検証や教訓化を図る

3. 重大事態への対処

【参考】重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。〈法 第 28 条第 1 項〉

(1) 学校及び教育委員会による調査等

- 学校は、重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。
- 学校または教育委員会は重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、質問票の使用その他の方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。なお、教育委員会が調査を行う場合は、教育委員会に設置した「いじめ問題対策委員会」を活用する。
- 学校または「いじめ問題対策委員会」による調査に際しては、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報について、他の児童生徒等のプライバシーの保護に十分配慮する等適切な方法により情報を提供する。あわせて教育委員会は、調査の結果を市長に報告する。

(2) 市長の再調査等

- 市長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、報告結果について再調査を行うことができる。調査結果については、いじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対し、他の児童生徒等のプライバシーの保護に十分配慮する等適切な方法により情報を提供する。
- 市長は、再調査を行ったとき、その結果を議会に報告するとともに、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を行う。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

1 取り組みの検証

教育委員会は、本基本方針に定めるいじめ防止等の取り組みが実効的に機能しているかを、必要に応じ、見直しを含めて検証するものとする。

学校は、いじめの防止等に向けた取り組みについて、学校評価を用いる等の方法で検証し、その結果を教育委員会及び保護者、地域に報告する。

参考資料

いじめ問題に関する市や教育委員会への連絡先

○ いじめ問題でお悩みのとき

★ 電話で・・・

- ・ 「いじめ相談電話」 06-6383-7830（直通）
（平日の9時～17時受付）
- ・ 「おなやみ相談電話」 072-637-0783（直通）
（平日の9時～17時受付）
- ・ 「人権なんでも相談」 06-6383-1011（直通）
（平日の10時～16時受付）

★ メールで・・・

- ・ 「いじめ相談メール」 (soudan@city.settsu.osaka.jp)

★ そのほかに・・・

- ・ 「相談ポスト」 小中学校には「相談ポスト」を設置しています
- ・ 「聞いて！ほっとポスト」
市役所、コミュニティプラザ、公民館には「いじめ相談ポスト」
を設置しています

○ いじめを見かけたとき

- ・ 「いじめ相談電話」 06-6383-7830（直通）
（平日の9時～17時受付）